

# 鏡石町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

鏡 石 町

## 目 次

### はじめに

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - (1) 想定される地震の規模、被害の状況
  - (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
  
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
  - (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
  - (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策
  - (3) 安心して耐震改修を行なうことができるための環境整備
  - (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
  - (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定
  
- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
  - (1) ハザードマップの作成・公表
  - (2) 相談体制の整備
  - (3) パンフレットの作成とその活用
  - (4) 町内会等との連携
  
- 4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 資 料

## はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震では改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。当地域においても、福島県沖地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震については、その発生確率が30年以内で99%と公表されており（政府地震調査研究推進本部により平成19年1月10日公表）、本町への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成19年1月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本町においても今後発生が予想される大地震等から町民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「鏡石町耐震改修促進計画」を策定します。

## 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

福島県地域防災計画においては、4種類の地震が設定されています。想定の結果、建築物等に対して下表に示す地震被害の発生が想定されており、本町への影響も予想されます。

表1-1 定量被害想定結果の概要

想定区分	福島盆地西縁断層帯	会津盆地西縁断層帯	双葉断層	福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306棟	11,301棟	7,723棟	4,733棟
非木造破壊棟	497棟	342棟	217棟	158棟
死者(夜/昼)	840人/327人	749人/278人	553人/203人	346人/131人
負傷者(夜/昼)	4,323人/4,343人	4,604人/4,476人	2,908人/2,948人	16,320人/1,661人
避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人

「福島県地域防災計画・震災対策編より(上表数値は想定影響地域の総計を示しています)」

### (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

#### ①住宅

本町の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅4,861戸のうち、耐震性がある住宅は約3,247戸で耐震化率は66.80%です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%とすることを目標とします。

表1-2

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成18年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (平成27年度末)
木造	2,190	2,335 770	4,525	2,960	65.41	90
非木造	239	97 48	336	287	85.41	90
合計	2,429	2,432 818	4,861	3,247	66.80	90

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性有とした。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものには耐震性能がないものと見なした。

## ②特定建築物

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下法という）第6条第1号に規定する多数者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という）が総数26棟存在し、このうち19棟（73.1%）の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、7棟（26.9%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が1棟あり、耐震性能を有する建築物ではありません。

なお、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は1棟あり、耐震性能を有する建築物ではありません。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標とします。

表1-3 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（平成19年12月末現在）

	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成18年度末)	耐震化率の目標 (%) (平成27年度末)
		内耐震性有 ③				
法第6条第1号	16	10 3	26	19	73.1	90
法第6条第2号	0	1 0	1	0	0	90
法第6条第3号	0	1 0	1	0	0	90
合計	16	12 3	28	19	67.9	90

表1-4 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値（単位：%、棟）

	現況 (H18年度末)	目標値 (H27年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標値	現況	目標値
特定建築物（法第6条1号）	73.1 (19/26)	90	66.7 (14/21)	90	100 (5/5)	—
避難施設 (学校、体育館等)	53.3 (8/15)	90	53.3 (8/15)	90	—	—
特定多数が利用する施設 (共同住宅、工場等)	100 (7/7)	—	100 (2/2)	—	100 (5/5)	—
不特定多数が利用する施設 (図書館、競技場等)	100 (4/4)	—	100 (4/4)	—	—	—
特定建築物（法第6条2号）	0 (0/1)	90	—	—	0 (0/1)	90
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0 (0/1)	90	—	—	0 (0/1)	90
特定建築物（法第6条3号）	0 (0/1)	90	—	—	0 (0/1)	90
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	0 (0/1)	90	—	—	0 (0/1)	90

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行ないやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

### (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

### (3) 安心して耐震改修を行なうことができるための環境整備

#### ①町民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各種制度の広報を町広報誌や町ホームページにより行なうことはもとより、定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を図ります。

また、行政区長会議等町主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

#### ②耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県等が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

### (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### ①事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

また、地震災害による被害を最小限に防止するため、鏡石町地域防災計画に基づき、防災知識の普及と災害弱者の安全確保を図るものとします。

#### ②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、地震発生直後の被害状況等の調査報告については、鏡石町地域防災計画に準じて行なうものとします。

**(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定**

**①優先的に着手すべき建築物**

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

**②重点的に耐震化すべき区域**

重点的に耐震化すべき区域は、鏡石町及び福島県地域防災計画で定める緊急輸送路等の沿道とします。

表 2 - 1 鏡石町及び福島県地域防災計画で指定されている路線等

種 別		路 線 等 名	備 考
緊急輸送路	県指定路線	東北自動車道	第1次確保路線
		国道4号線	第1次確保路線
		国道118号線	第1次確保路線
		県道下松本鏡石停車場線	第2次確保路線
		県道鏡田成田線(消防署鏡石分署を結ぶ)	第3次確保路線
		町道笠石482、483号線(消防署鏡石分署を結ぶ)	第3次確保路線
	町指定路線	町道笠石鏡田線	
		町道牧場線(消防署鏡石分署を結ぶ)	

### 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

#### (1) ハザードマップの作成・公表

町では、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」の作成を検討します。

#### (2) 相談体制の整備

都市建設課を建築相談の窓口とし、各種補助事業の申請等の町民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県県中建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全領域や県中地方振興局、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センターと連携して対応することとします。

#### (3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

#### (4) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、町と行政区との連携も重要です。

町は、専門家や技術社派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

### 4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。